

日本大学文理学部英文学科助手

村岡宗一郎

中野先生

日本大学文理学部英文学科助手の村岡宗一郎と申します。

この度は、先生のご著書である『シン・認知文法論入門』を拝読させていただいた際に疑問に思った点をお尋ねしたく連絡致しました。

同書 121 頁にある使役動詞 have の受身文について、多くの先行研究が非文としていますが、先生のご著書では適格文として提示されています。

この容認可否性について、先生と同様に他に先行研究が適格文と見なしていたのでしょうか？あるいはコーパスなどから得た用例なののでしょうか？

ご多忙の折にお手数をおかけしまして大変申し訳ありません。

何卒よろしくお願い申し上げます。

村岡 宗一郎

日本大学文理学部英文学科

村岡宗一郎さま

失礼します。

ご連絡、ありがとうございました。HPを確認しておらず、お返事がおくれましたこと、お詫び申し上げます。当該の例文においては、ご指摘の通り誤記です。本来は、以下のような脚注を付けているところでした。

4. ただし、使役動詞が使われる状況には、行為者の自発性というものが関係しています。have においては職務上の当然さ、let においては自発性を許可する状況において使われることから、行為者に対する他動性は低くなり、力動性の伝達を解釈する受動態の様態としては一般的な使用とされず、非文になります。

上記脚注で「一般的な使用とされず」と書いているのは、「所有の状態」を表すことが本義であるはずの have に、他動性を基盤にした受動態例を見かけ、めずらしいなと思った記憶があったからです。同時に、*印の使用等を含んで、読者にとって判りやすい説明ができなかと迷いながら作業を行う中で、事例の出典確定ができていない脚注の送付を失念しておりました。執筆者の誤記責任です。ご指摘ありがとうございました。いただいたご指摘を契機に、もう一度脚注に目を通しましたが、もう一カ所、脚注の抜けがありました。著書・研究に関わるご指摘・ご意見はオープンにしておきたいと考えますので、村岡さまからいただいたご連絡とやり取りを、HP 上に載せさせていただいても宜しいでしょうか？また、本拙著全体の内容に関わってのご意見や、見出されている言語事実等のご論考の紹介もいただけましたら幸いです。ご連絡、ありがとうございました。深く感謝申し上げます。

関西外国語大学短期大学部

中野 研一郎